

株式会社 埼玉りそな銀行

この書面には、ご投資にあたって特にご注意いただきたい事柄や、この商品のリスク、手数料などの費用、商品の特徴などについて記載しております。お申込みの前にこの書面を十分お読みいただき、よくご理解いただいた上でご投資ください。なお、この商品やこの書面に関するお問合せは、下記までお願いいたします。（この書面は、金融商品取引法第37条の3（契約締結前の書面の交付）に基づき作成しております）

りそなコミュニケーションダイヤル 0120-77-3192

〔ご相談（サービスコード①#）の受付時間は平日9時～21時となります。〕

1 この商品の概要について（金融商品取引契約の概要）

- ◇ この商品は投資信託です。投資家から集めた資金をひとつにまとめ、運用の専門家が有価証券等に分散投資し、その運用成果を投資家に対して分配する仕組みに特徴があります。（運用成果はマイナスとなることがあります）
- ◇ 募集・買付・換金等の取扱いは、株式会社埼玉りそな銀行（販売会社）が行い、設定・運用は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（委託会社）が行います。
- ◇ 当ファンドは、内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。株式への投資は行いません。

2 この商品のリスクと留意点

投資信託に共通する特に注意が必要な点

- 「投資元本」および「分配金」が保証されている商品ではありません。
- 値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
基準価額が下落すると、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- 投資信託に生じた利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 預金ではないため、預金保険の対象外であり、また投資者保護基金の対象になりません。
- クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

当ファンドの主なリスクは以下のものがあります。

□ 市場リスク

◇ 債券に関するリスク

投資している国の金利水準が変動すると、その国の通貨で発行されている債券価格も変動するため、基準価額の変動要因になります。

一般に債券は固定金利で発行されますが、固定金利の債券について、金利と債券価格は反対に動く性格があります。金利が上昇すると、新たに発行される債券の金利も高くなりますので、それ以前に発行された債券は魅力が低下するため価格は下落する傾向があります。そのため、金利が上昇した場合投資しているファンドの基準価額の下落要因となります。また、償還までの期間が長い債券ほど、価格の変動幅が、残存期間の短いものに比べ、大きくなる傾向があります。

□信用リスク

投資している国の経済情勢や、有価証券の発行体（国や企業等）の経営・財務状態、財政状態等が悪化した場合、その有価証券の価格が下落し、その結果ファンドの基準価額が下落することがあります。また、発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることがあり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

□その他のリスク

◇流動性リスク

有価証券等を売却する場合は、市場等で取引の相手を探すことになりますが、希望価格での取引相手が見つからない場合あるいは取引の相手自体が見つからない場合には、予定していた売却ができないことや売却のタイミングを逃すことで不測の損失を被ることがあり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に市場規模や取引量が小さい銘柄を売却する際は、流動性リスクが高くなります。

3 費用について

◇この投資信託を購入・保有・換金されるにあたって必要な費用は次の①～③の合計額となります。なお、②の信託報酬については、保有日数に応じて、ご負担いただきます。

① お申込み時に直接ご負担いただく費用

申込手数料：ありません

② 保有期間中に間接的にご負担いただく費用

信託報酬：信託元本に対して年率1.01359%以内（税込）

その他の費用：監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等は信託財産中からご負担いただきます。これらの費用は、事前に計算できないため、その額や計算方法を記載しておりません。

③ 途中換金時に直接ご負担いただく費用

信託財産留保額：取得日から解約お申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の場合、1万口につき10円のご負担となります。

4 お申込み（買付）について

◇お申込受付日は、全営業日となります。

◇お申込価額は、「取得日」の前日の基準価額となります。

○取得日は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間によって異なります。

①お申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。

※ただし、お申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。

②お申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。

※ただし、お申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、お申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

○りそなダイレクトでのお申込みの場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。

○りそなコミュニケーションダイヤルでのお申込みの場合は、原則としてお申込日の翌営業日が取得日となります。

◇お申込単位は、1円以上1円単位となります。

※ただし、りそなダイレクトでのお申込みの場合は、1万円以上1,000円単位となります。

5 収益の分配について

- ◇毎日決算を行い、原則として、運用収益は全額分配します。収益分配金は、1ヶ月分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。
- ◇収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

6 ご換金（解約）について

- ◇換金受付日は、全営業日となります。
- ◇換金価額は、換金受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、信託財産留保額がある場合はこれを控除した額とします。
- ◇換金代金は、原則として換金の受付日の翌営業日以降にお支払いいたします。
- ◇換金単位は、1円以上1円単位です。
- ◇ご換金は解約のみのお取扱いとなります。買取はできません。

7 税金について

◇収益分配金、解約時および償還時の差益に対する税金

- 個人のお客さまについては、20%（所得税15%、地方税5%）の税率により源泉分離課税されますので、確定申告の必要はございません。
- 法人のお客さまについては、20%（所得税15%、地方税5%）の税率により源泉徴収されますが、申告の際に税額控除の対象となります。

※一定の条件に該当する方はマル優制度をご利用になれます。

※税制については平成20年8月31日現在の内容について記載しておりますが、今後変更される可能性があります。個別の税務相談などについては、お近くの税務署か税理士にご相談ください。

8 その他

- ◇信託期間は無期限です。ただし、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受託会社（りそな信託銀行株式会社）と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還をさせることができます。
- ◇投資信託のお申込みの有無によって、当社との他のお取引へ影響を及ぼすことはありません。

ご購入いただくまでに、目論見書の記載内容を必ずご確認ください。

株式会社埼玉りそな銀行（本店所在地：埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号） 登録金融機関 関東財務局長（登金）第593号 ●主な事業：銀行業
●設立日：平成14年8月27日 ●当社が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要（内容の概要：公共債及び投資信託等の有価証券の販売その他の取扱及び店頭デリバティブ取引等 方法の概要：店頭・訪問・インターネット・電話等） ●加入している金融商品取引業協会：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会
●この商品において、当社が加入または対象事業者となっている認定投資者保護団体は、ありません。